（介護医療保険契約等に係る保険金等の支払事由の範囲）

第七条の十五の四　法第三十四条第一項第五号ロに規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　疾病にかかつたこと又は身体の傷害を受けたことを原因とする人の状態に基因して生ずる法第三十四条第一項第五号ロに規定する医療費その他の費用を支払つたこと。

二　疾病若しくは身体の傷害又はこれらを原因とする人の状態（法第三十四条第八項第三号に規定する介護医療保険契約等に係る約款に、これらの事由に基因して一定額の保険金等を支払う旨の定めがある場合に限る。）

三　疾病又は身体の傷害により就業することができなくなつたこと。

（介護医療保険料の対象となる保険料又は掛金）

第七条の十五の五　法第三十四条第一項第五号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げる保険料又は掛金とする。

一　法第三十四条第八項第一号イに掲げる契約の内容と同項第三号イに掲げる契約の内容とが一体となつて効力を有する一の保険契約のうち、特定介護医療保険契約に係る保険料

二　法第三十四条第八項第一号ハに掲げる契約の内容と同項第三号ロに掲げる生命共済契約等の内容とが一体となつて効力を有する一の共済に係る契約のうち、特定介護医療共済契約に係る掛金

（地震保険料控除額の控除の対象とならない保険料又は掛金）

第七条の十五の六　法第三十四条第一項第五号の三に規定する政令で定める保険料又は掛金は、同号に規定する損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金のうち、次に掲げる保険料又は掛金とする。

一　法第三十四条第一項第五号の三に規定する地震等損害（次号において「地震等損害」という。）により臨時に生ずる費用、同項第五号の三に規定する資産（次号において「家屋等」という。）の取壊し又は除去に係る費用その他これに類する費用に対して支払われる保険金又は共済金に係る保険料又は掛金

二　一の法第三十四条第一項第五号の三に規定する損害保険契約等（当該損害保険契約等においてイに掲げる額が地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）第二条に規定する金額以上とされているものを除く。）においてイに掲げる額のロに掲げる額に対する割合が百分の二十未満とされている場合における当該損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（前号に掲げるものを除く。）

イ　地震等損害により家屋等について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金の額（当該保険金又は共済金の額の定めがない場合にあつては、当該地震等損害により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額）

ロ　火災（地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とするものを除く。）による損害により家屋等について生じた損失の額をてん補する保険金又は共済金の額（当該保険金又は共済金の額の定めがない場合にあつては、当該火災による損害により支払われることとされている保険金又は共済金の限度額）

（特別障害者の範囲）

第七条の十五の七　法第三十四条第一項第六号に規定する政令で定める障害者は、次に掲げる者とする。

一　第七条第一号に掲げる者のうち、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者

二　第七条第二号に掲げる者のうち、同号の精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する障害等級が一級である者として記載されている者

三　第七条第三号に掲げる者のうち、同号の身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者

四　第七条第四号に掲げる者のうち、同号の戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二の特別項症から第三項症までである者として記載されている者

五　第七条第五号又は第六号に掲げる者

六　第七条第七号に掲げる者のうち、その障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者

（承認規定等の範囲）

第七条の十五の八　法第三十四条第八項第一号に規定する確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第三条第一項第一号その他政令で定める規定は、同法第六条第一項（同法第七十九条第一項若しくは第二項、第八十一条第二項、第百七条第一項、第百十条の二第二項又は第百十一条第二項又は附則第二十五条第一項に規定する権利義務の移転又は承継に伴う同法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約（次項において「規約」という。）の変更について承認を受ける場合に限る。）、第七十四条第四項及び第七十五条第二項の規定とする。

2　法第三十四条第八項第一号に規定する確定給付企業年金法第三条第一項第二号その他政令で定める規定は、同法第十六条第一項（同法第七十六条第四項、第七十七条第五項、第七十九条第一項若しくは第二項、第八十条第二項、第百七条第一項、第百十条の二第三項又は附則第二十五条第一項に規定する権利義務の移転又は承継に伴う規約の変更について認可を受ける場合に限る。）、第七十六条第一項、第七十七条第一項及び第百十二条第一項の規定とする。

第七条の十四の三の次に次の一条を加える。

（新生命保険料の対象となる保険料又は掛金）

第七条の十五　法第三十四条第一項第五号イに規定する政令で定める新生命保険契約等に係る保険料又は掛金は、次に掲げる保険料又は掛金とする。

一　法第三十四条第八項第一号イに掲げる契約の内容と同項第三号イに掲げる契約の内容とが一体となつて効力を有する一の保険契約のうち、所得税法施行令第二百八条の三第一項第一号の規定により定められたもの（第七条の十五の五第一号において「特定介護医療保険契約」という。）以外のものに係る保険料

二　法第三十四条第八項第一号ハに掲げる契約の内容と同項第三号ロに掲げる生命共済契約等の内容とが一体となつて効力を有する一の共済に係る契約のうち、所得税法施行令第二百八条の三第一項第二号の規定により定められたもの（第七条の十五の五第二号において「特定介護医療共済契約」という。）以外のものに係る掛金

第八条の五中「同項第一号の二」を「同項第二号」に改める。

第八条の六第一項、第二項第一号及び第六項中「、第四十二条の十一第五項」を削る。

第八条の九第一項中「、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第二項第一号中「、第四十二条の十一第五項」及び「、第六十八条の十五第五項」を削る。

第八条の十第一項中「、第四十二条の十一第五項」を削る。

第八条の十二の見出しを「（法第五十三条第五項の欠損金額の範囲等）」に改め、同条第一項中「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に、「第五十三条第八項に規定する適格合併等」を「第五十三条第七項の適格合併又は残余財産の確定」に、「この節」を「この条、第八条の十五及び第八条の十六」に、「第五十七条第六項」を「第五十七条第五項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に、「第二条第四十号」を「第二条第三十七号」に、「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改め、同条第三項中「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に改め、同条第四項中「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に、「同条第六項」を「同条第四項」に改める。